

Vol.125

今回は 所得税

会員相談室

相談委員 柴原 一（四谷）

相談事例
紹介



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



役員退任時期と退職所得控除額の計算

事例1

甲は平成元年1月10日にA社B社の2社を設立し、設立以来代表取締役として経営を担ってきた。近年、次世代への事業承継を考え始め、平成28年3月31日甲はA社を長男に譲り、退任した。その際、甲はA社より退職金の支給を受けている。B社については次男に任せたいと考えている。甲のB社退任時期と退職所得等との関係は、下記のとおりと考えて良いか。

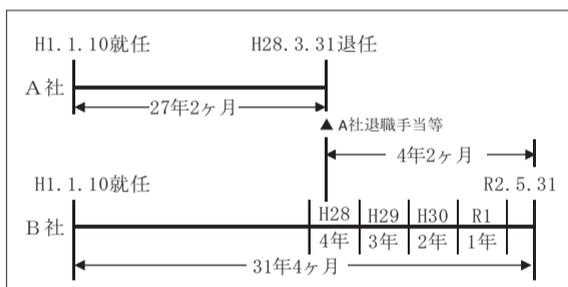
- (1)令和2年5月31日にB社を退任すれば、前回の退職金支給時より4年以上経っているためB社の勤続年数をそのまま用いて退職所得を計算できる。
(2)令和3年3月31日までにB社を退任すると、前回の退職金支給時から5年以内なので、特定役員退職手当等に該当してしまう。

回答1

(1)その年の前年以前4年内（確定拠出年金からの一時金に該当する場合は14年内。以下同じ。）に退職手当等の支給を受けた場合は、一定の方法により退職所得控除額の計算を行う。（所令70①二）その判定は、退職金支給時からではなく、支給を受ける年の前年以前4年内か否かであるので、(1)のケースでは、勤続期間を4年2ヶ月として退職所得を計算することになる。B社の勤続年数を最大限に活用したい場合は、令和3年以後に退任する必要がある。
(2)甲が令和3年3月31日までにB社を退任したとしても、平成元年から現在まで30年以上役員として勤務しているため、特定役員退職手当等には該当しない。

検討1

【図1】甲の状況



1. その年の前年以前4年内に退職手当等の支給を受け、その年において退職手当等の支給を受ける場合

(1)退職所得控除額の計算方法（所法30⑤ 所令70）
その年に支給を受ける退職手当等に係る退職所得控除の金額は、下記の①から②を控除した金額となる。（所令70①二）

- ①その年に支給を受ける退職手当等に係る勤続年数により計算した退職所得控除額
②その年に支給を受ける退職手当等に係る勤続期間の一部がその年の前年以前4年以内において支払を受けた退職手当等に係る勤続期間と重複している場合には、その重複している部分の期間（1年未満端数切捨（所令70③））を勤続年数とみなして計算した退職所得控除額

なお、前述の場合において前の退職手当等の収入金額がその退職手当等の勤続年数を基として計算した退職所得控除額に満たないときは、一定の方法により計算した期間を前の退職手当等に係る勤続期間等とみなして、②の重複している部分の期間を算定する。（所令70② 詳細は割愛）

(2)甲へのあてはめ

令和2年5月31日に甲へ退職手当等の支給をする場合、図1のとおりその年の前年以前4年内にA社から退職手当等の支給を受けているため、(1)の規定が適用される。

(1)により計算した退職所得控除額は下記のとおりである。

- ① 勤続年数：31年4ヶ月→32年（1年未満切上）

800万円+70万円×12年=1,640万円

- ② 重複勤続年数：27年2ヶ月→27年（1年未満切捨）

800万円+70万円×7年=1,290万円

- ③ ①-②=350万円

令和3年以降に退任すれば、A社の退職手当等について「その年の前年以前4年内」に該当せず、B社の勤続年数をそのまま用いて退職所得控除額の計算を行える。したがって、退職金支給の観点から言えば、甲は令和3年以降に退任する方が良い。

2. 特定役員退職手当等

(1)定義（所法30④）

特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、次に掲げる役員等としての勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払をする者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一 法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員（以下、略）

(2)甲へのあてはめ

特定役員退職手当等の判定で用いる勤続年数は、退職手当等の支給を受ける者が実際に役員等としての勤務した期間のことをいうのであり、退職所得控除額を計算する際に用いる勤続年数とは全く別のものである。平成元年から現在まで30年以上B社の役員として勤務しているため、甲は(1)の要件に該当しない。したがって、前回の退職手当等支給から5年以内にB社から退職手当等の支給を受けても、特定役員退職手当等には当たらない。



確定拠出年金の老齢給付金を一時金として受給する場合の退職所得控除額の計算等

事例2

乙は確定拠出年金（個人型）に加入している。下記の場合、退職所得控除額の計算等はどのようになるか。

- (1)62歳の時に勤務先から退職金の支給を受け、同年に確定拠出年金から一時金（以下、DC一時金という。）の支給を受ける。
(2)60歳の時に勤務先から退職金の支給を受け、66歳の時にDC一時金の支給を受ける。
(3)60歳の時にDC一時金の支給を受け、70歳の時に勤務先から退職金の支給を受ける。

回答2

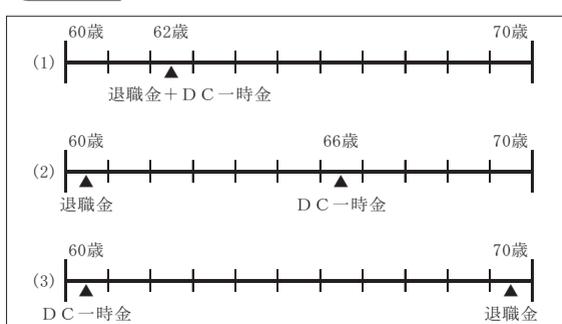
(1)同じ年に2つの退職手当等の支給を受けるので、一定の方法により退職所得等を計算する。

(2)勤務先の退職金支給からDC一時金の支給まで5年以上経っているが、DC一時金の場合は、前回の退職手当等の支給時期の判定が、その年の前年以前「4年内」ではなく、「14年内」であるので、事例1の検討1の1. (1)の方法により退職所得控除額を計算する。

(3)前回はDC一時金で、次が勤務先の退職金（DC一時金以外の退職手当等）の場合、(2)とは異なり、その年の前年以前「14年内」ではなく、「4年内」で判定する。前回の退職手当等の支給から約10年経っているため、勤務先の退職金については勤務先の勤続年数をそのまま用いて退職所得控除額を計算する。

検討2

【図2】乙の状況



1. その年に二以上の退職手当金等の支給を受ける場合

(1)その年2回目に支給を受ける退職手当等に係る勤続年数の計算方法（所令69①三）

- ①支給を受けた退職手当等の勤続年数のうち、最も長い期間により勤続年数を計算する。
②その最も長い勤続年数以外の勤続期間がその最も長い期間の計算の基礎となった勤続期間と重複していない場合には、その重複していない勤続期間を①に加算して勤続年数を計算する。

(2)源泉徴収税額の計算方法（所法201①）

①最初に支給を受けた退職手当等については、原則どおりその会社等の勤続年数のみを用いて退職所得を計算し、源泉徴収を行う。

②その年2回目に支給を受けた退職手当等については、下記のとおり源泉徴収を行う。

ア)（1回目と2回目の退職手当等の収入金額の合計額-①の勤続年数で計算した退職所得控除額）×1/2（千円未満切捨）

イ) アの金額について、退職所得の源泉徴収税額の速算表により源泉徴収税額を計算する。

ウ) イで計算した源泉徴収税額から1回目の源泉徴収税額①を控除した金額が2回目の退職手当等に係る源泉徴収税額となる。

2. DC一時金に関する留意点

(1)勤続年数の計算（所令69①二）

退職手当等とみなす一時金については、組合員等であった期間（確定拠出年金の加入者期間等であり、運用指図者（加入者としての資格を喪失し、資産の運用の指図のみを行っている者。この事例では年齢60歳以降の者。）である期間を含まない。）により勤続年数の計算を行う。したがって、事例2の(1)の場合、乙は62歳でDC一時金の支給を受けているが、DC一時金の退職所得控除額を計算する際、60歳以降の期間は勤続年数には含まれない。

(2)退職所得控除額の計算（所法30⑤二）

事例2の(2)の場合、勤務先の勤続期間と確定拠出年金加入者期間等がほぼ重複していることが多く、事例1の検討1の1. (1)により計算した退職所得控除額として算定される金額が0となることが考えられる。このような例においても、計算金額が80万円未満の場合には80万円を退職所得控除額とする規定が適用されるので、顧客へのアドバイスの際、間違えないようにしたい。

補足

退職所得は雇用主から支給を受けるという点で給与所得と同じであるが、長年の勤務に対する給与の一括後払いであることや退職後の生活資金の原資であるため、他の所得とは分離して累進性を軽減する課税方法が採られている。近年、公的年金制度について給付水準の抑制や支給開始年齢の引き上げなどが議論されており、退職後の生活資金について自助努力が求められる時代となりつつある。私的年金の一つである確定拠出年金は、平成29年からほぼ全ての人が加入できるように改正された。今後、公的年金制度の改正を受けて、掛金の拠出可能年齢の引き上げなどが考えられる。そのような各種制度の改正による税制への影響は必至であり、その動向にも注意を払う必要がある。

注) 内容は、令和元年9月17日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。